１．設備運営基準に基づく指導監査

［2］小規模保育事業所

Ⅰ　実施計画

【１】基本方針

小規模保育事業を行う事業所に対して、児童福祉法の規定により、船橋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の適合状況を把握し、改善の必要がある場合に指導・助言を行うことにより、適正な事業の運営の確保を目的とする。

【２】指導監査の方法

一般監査	関係法令・通知及び船橋市家庭的保育事業等指導監査実施要綱に基づき、年度ごとに１回以上実地により実施する。 なお、新たに開設した事業所については、開設年度又は次年度の早期に実施するものとする。（原則として、９月末までに開設した事業所は開設年度に、１０月以降に開設した事業所は次年度の早期に実施する。）
特別監査	運営等に問題を有する事業所を対象に実施する。

【３】重点事項（指摘の多いものや市として重要視する項目を設定しました。）

令和７年度
（１）非常災害対策の強化 火災、水害・土砂災害、地震等想定されるあらゆる災害に対処できる具体的な計画を立て、訓練を定期的に実施しているか。 （２）職員配置基準の遵守 職員配置基準における職員の数及び資格等を満たしているか。 （３）保育の質の確保・向上 職員の資質向上のため、研修の機会を確保し、計画的に実施しているか。また、職員の自己評価を踏まえ、事業所の保育の内容等について自ら評価を行い、その改善を図っているか。 （４）感染症・食中毒の予防等の徹底 感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修・訓練を実施しているか。 （５）事故防止及び安全計画の策定等 事故の発生防止の取組みや、発生時の対応等は適切に行われているか。また、利用乳幼児の安全の確保を図るため、日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練など安全に関する事項についての計画を策定し、それに従って必要な措置を講じているか。 （６）虐待等の不適切な保育の未然防止 利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしていないか。利用乳幼児の人権に十分配慮し、一人一人の人格を尊重して運営を行っているか。

【４】令和７年度指導監査計画

対　象	令和７年度計画			令和６年度実績		
	対象数	計画数	増減	対象数	計画数	実施数
小規模保育事業所	３８	３８	+5	３３	３３	３３

Ⅱ　実施報告

【１】令和６年度指導監査実施状況

（１）実施件数・指摘件数　※指摘件数については、令和７年３月３１日現在

		小規模保育事業所
一般監査		33
指摘件数	運営処遇	6
特別監査指摘件数		0

（２）主な指摘事項

運営処遇	・避難訓練及び消火訓練を実施していない月があった。 ・安全計画を策定していなかった。

【２】特別指導監査の実施状況

	令和６年度	令和５年度	令和４年度
特別監査	1	1	0

【３】通報(相談)受付件数

	令和６年度	令和５年度	令和４年度
通報(受付のみ)	0	0	2
通報(対応あり)	1	2	2
立入検査等	0	1	1

【４】実施対象施設数推移

	令和６年度	令和５年度	令和４年度
小規模保育事業所	33	32	30

【５】その他

各事業所における保育の質の確保・向上を図るため、指導監査で経過観察が必要とした事業所や事業所の長が退職するなど、各事業所の状況に応じて随時巡回指導を行った。なお、巡回指導には経験を有した保育士を同行させ、より現場の目線で、課題や問題点等を発見し、必要な助言を行える体制とする。